

令和8年3月24日

五所川原市教育委員会
令和8年第3回定例会
報告及び提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	報告第5号	議案に対する意見について（令和7年度五所川原市 一般会計補正予算第12号）	P 1
2	議案第7号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一 部を改正する規則の制定について	P 4
3	議案第8号	五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について	P 7
4	議案第9号	教育財産の取得について	P 10
5	議案第10号	工事の計画について	P 11
6	議案第11号	五所川原市社会教育委員の委嘱について	P 12

報告第5号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別紙「令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）」のとおり。

議案第58号

令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月17日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

第 1 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理費	2,769

議案第7号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

教育委員会事務局の次の係の分掌事務について見直しをするため、所要の改正を行う。

- (1) 教育総務課教育総務係
- (2) 社会教育課社会教育係
- (3) スポーツ振興課スポーツ振興係
- (4) 学校教育課指導係
- (5) 学校教育課学務係

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和8年4月1日

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務係</p> <p> (1)～(16) 略</p> <p> (17)・(18) 略</p> <p> 施設係 略</p> <p> 教育総務室 略</p> <p>社会教育課</p> <p> 社会教育係</p> <p> (1)～(21) 略</p> <p> (22) 部活動地域<u>展開</u>に関すること。</p> <p> (23)・(24) 略</p> <p>スポーツ振興課</p> <p> スポーツ振興係</p> <p> (1)～(6) 略</p> <p> (7) 部活動地域<u>展開</u>に関すること。</p> <p> (8)～(10) 略</p> <p>学校教育課</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務係</p> <p> (1)～(16) 略</p> <p> (17) <u>学校運営協議会に関すること。</u></p> <p> (18)・(19) 略</p> <p> 施設係 略</p> <p> 教育総務室 略</p> <p>社会教育課</p> <p> 社会教育係</p> <p> (1)～(21) 略</p> <p> (22) 部活動地域<u>移行</u>に関すること。</p> <p> (23)・(24) 略</p> <p>スポーツ振興課</p> <p> スポーツ振興係</p> <p> (1)～(6) 略</p> <p> (7) 部活動地域<u>移行</u>に関すること。</p> <p> (8)～(10) 略</p> <p>学校教育課</p>

指導係

(1)～(4) 略

(5)～(8) 略

(9) 不登校対策に関する事。

(10) いじめの未然防止及び事後対応に関する事。

(11)～(13) 略

学務係

(1)～(11) 略

(12)～(15) 略

(16) 略

(17) 学校運営協議会及び学校評議員に関する事。

(18)・(19) 略

(課内室の室長)

第7条 教育総務室に室長を置き、金木公民館に館長を置き、金木B&G海洋センター及び市浦B&G海洋センターに所長を置く。

指導係

(1)～(4) 略

(5) 学校教材に関する事。

(6)～(9) 略

(10) 教育支援センターに関する事。

(11) いじめ問題専門委員会等に関する事。

(12) いじめ防止に関する事。

(13)～(15) 略

学務係

(1)～(11) 略

(12) 西北五結核対策委員会に関する事。

(13)～(16) 略

(17) 教育支援委員会の庶務に関する事。

(18) 略

(19) 学校評議員に関する事。

(20)・(21) 略

(課内室の室長)

第7条 教育総務室に室長を置き、金木公民館に館長を置き、少年相談センター、金木B&G海洋センター及び市浦B&G海洋センターに所長を置く。

※下線部分は改正部分

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

- (1) 「栄養士」を「管理栄養士」に改める。
- (2) 分掌事務について見直しをするため、所要の改正を行う。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

五所川原市立学校給食センター設置条例施行規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する給食センターの職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>管理栄養士</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理栄養士</u>、事務職員、調理員及びその他の職員は、上司の命を受け業務に従事する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 給食センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給食センター及び単独校の給食施設及び設備の維持・管理に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 給食材料の調達と検収に関すること。</p> <p><u>(5)～(7)</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する給食センターの職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>栄養士</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>栄養士</u>、事務職員、調理員及びその他の職員は、上司の命を受け業務に従事する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 給食センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給食センター及び単独校の給食施設の維持・管理に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 学校給食の計画的な提供に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 給食材料の確保と検収に関すること。</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p>

(8)～(10) 略

(9) 給食機械の整備点検及び防火管理に関すること。

(10)～(12) 略

※下線部分は改正部分

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

教育財産の取得の申し出について

五所川原市長に対し、下記のとおり令和8年度における1件500万円を超える教育財産の取得を申し出るものとする。

記

No	事業名・担当部署	申し出内容
1	給食センター 管理運営費 (学校給食センター)	<p>【事業内容】 給食用食器類の老朽化に伴い飯碗、汁椀及びカゴを更新する。</p> <p>【事業費及び財源】 事業費：17,851千円 財源：一般財源17,851千円 合計：<u>17,851千円</u></p> <p>【取得を申し出る財産】 飯碗、汁椀：10,415千円 カゴごと洗浄機用カゴ：7,436千円 合計：<u>17,851千円</u></p>

議案第10号

工事の計画について

令和8年度に実施する500万円以上の工事の計画を下記のとおり策定する。

記

No	事業名・担当部署	申し出内容																
1	中央公民館施設 整備事業 (社会教育課)	<p>【事業内容】 令和9年度、令和10年度の2か年度で実施する中央公民館の改修工事を施工するにあたり、令和8年度ではアスベスト調査及び改修工事の実施設計を実施する。</p> <p>【予算額】</p> <table data-bbox="580 949 1318 1173"> <tr> <td>アスベスト調査費用</td> <td style="text-align: right;"><u>4,642千円</u></td> </tr> <tr> <td> 内訳：調査業務委託料</td> <td style="text-align: right;">4,642千円</td> </tr> <tr> <td>改修工事設計費用</td> <td style="text-align: right;"><u>4,020千円</u></td> </tr> <tr> <td> 内訳：設計業務委託料</td> <td style="text-align: right;">4,020千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>8,662千円</u></td> </tr> </table> <p>【予算財源】</p> <table data-bbox="580 1272 1318 1397"> <tr> <td>地方債（中央公民館施設整備事業）</td> <td style="text-align: right;">8,600千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td style="text-align: right;">62千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>8,662千円</u></td> </tr> </table>	アスベスト調査費用	<u>4,642千円</u>	内訳：調査業務委託料	4,642千円	改修工事設計費用	<u>4,020千円</u>	内訳：設計業務委託料	4,020千円	合計	<u>8,662千円</u>	地方債（中央公民館施設整備事業）	8,600千円	一般財源	62千円	合計	<u>8,662千円</u>
アスベスト調査費用	<u>4,642千円</u>																	
内訳：調査業務委託料	4,642千円																	
改修工事設計費用	<u>4,020千円</u>																	
内訳：設計業務委託料	4,020千円																	
合計	<u>8,662千円</u>																	
地方債（中央公民館施設整備事業）	8,600千円																	
一般財源	62千円																	
合計	<u>8,662千円</u>																	

議案第11号

五所川原市社会教育委員の委嘱について

五所川原市社会教育委員設置条例（平成17年五所川原市条例第203号）第1条の規定に基づき設置する五所川原市社会教育委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 任 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委嘱する者

No	条例で定める委員 の選出区分	所属、勤務先等	氏 名	備考
1	社会教育関係者	五所川原市スポーツ推進委員 青森県教育支援活動推進員	しづたに ふさこ 澁谷 房子	新任